

社援総発0404第1号
平成23年4月4日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その5)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用については、これまでも貴職宛お願いしているところであるが、以下の点につき御了知願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対しても、下記内容に関する情報提供を併せてお願いしたい。

記

1 災害救助法の適用対象について

災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)に規定する各種の救助に関しては、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助に要した費用は、福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか否かに関わらず、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して全額求償することができる。このことにつきご留意願いたい。

2 応急仮設住宅について

(1)「居住する住家がない」ことについて

災害救助法による応急仮設住宅は、災害救助法が適用された市町村においてその住家が全壊や流出などに遭い居住する住家がない方に対して提供することを原則としているが、住家について直接被害がなくても、市町村長の避難指示等を受けた場合など、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には、全壊等により居住する住家を喪失した場合と同等とみなすことができること。

(2)「自らの資力をもってしては住宅を確保することができない」ことについて

応急仮設住宅は、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない場合に供与される。例えば、相当額の預貯金又は不動産がある者はこの制度の対象とならないが、災害の発生直後には、具体的なその判定が困難な場合が多いものと予想される。

特に、今回の震災においては、被害が極めて甚大であることから、十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による一律の所得制限等はなじみにくい。このため、資力要件については、応急的に必要な救助を行うという制度の趣旨に則って運用することとし、民間賃貸住宅、空き家の借り上げや公営住宅等の活用も含めた応急仮設住宅の供給状況も勘案のうえ、必要と考えられる希望者にはできる限りこれらの応急仮設住宅を供与されるよう御配慮願いたい。